

平成 29 年 6 月 吉日

お知らせ

(一社) 全日本かるた協会
競技かるた部

以下の件、平成 29 年 7 月 1 日より運用致しますので、ご周知ください。

1. 競技会規程に関する事項

【競技会規程 3 条】 公認大会での同一階級の分割、参加者数の上限設定

B 級分割時の 事前承認の省略	64 名を超えた場合に分割する際、必要としている「競技かるた部長 の事前承認」を不要とする。
B 級以下の分割方法	B 級、C 級は 64 名、D 級は 32 名を基準値とし、参加者数が基準値 を超えた場合に分割可とする（従来通り）。 ただし、分割する場合のパート数（分割数）の上限は、参加者数が 基準値を超え 2 倍までなら「2」、基準値の 2 倍を超え 3 倍までなら 「3」、・・・(以下同様)・・・とする（補足参照）。 ※分割については、申込み締め切り時点での判断とするが、当日の 欠席者があり、分割の基準人数に達しなかった場合や分割数の上 限に変更があった際に分割するか否かは、事前パート分けや事前 準備済の賞品等を考慮し、主催者の判断とする。
参加者数の上限設定	上限を設定する場合は、各級とも 64 名以上で設定する。

(補足) ○B 級参加者 112 名の場合、「 $112 \div 64 = 1$ あまり 48」なので、分割できるパート数の
上限は「2」。上限を超える「3」パートに分割しても各パートとも 6 回戦になる
が、そのような分割をしてはいけない。

○B 級参加者 65 名の場合で 2 パートにした場合、片方のパートが 32 名（5 回戦）に
なっても問題ない。

○D 級参加者 300 名の場合、パート数の上限は「10」だが、全パートを 33 名以上（6
回戦）の「9」パート以下にすることは、主催者の権利として認める。

2. 競技規程に関する事項

①【競技規程細則 19 条】今読まれた札が紛失していた場合のお手つき

どちらのお手つきも全て「無効（お手つきなし）」とする

※現在、規程には明記されていないが、次回更新時には記載予定。

②【競技規程細則 21 条】妨害行為が行われた場合のお手つきについて

出札の有無にかかわらず、フライングなどの妨害行為があった場合、その行為を行った者のお手つきは有効とし、その行為を行っていない者のお手つきは無効とする

※現在、規程には明記されていないが、次回更新時には記載予定。

3. 審判員制度を以下のように改める

①審判員の分類とその名称、役割

競技・審判委員	
	<ul style="list-style-type: none">●一般社団法人全日本かるた協会（以下、全日協）の競技かるた部に所属し、全日協が定める競技規程や大会運営に関する事項（競技会規程など）の設定、更新の役割を担うとともに、審判指導員の育成の役割を担う。●競技・審判部会⁽¹⁾、ならびに審判部会⁽²⁾のメンバーで、審判指導員、公認審判員も兼ねる。●メンバーは若干名（当面は、以下のメンバー）とする。 追加、変更については、競技・審判部会にて人選する。 川瀬健男（競技かるた部副部長（審判担当）、岐阜県かるた協会） 遠藤健一（競技かるた部副部長（競技担当）、宮城県かるた協会） 内川信幸（九州かるた協会） 波多野俊（東京東会）
審判指導員	
	<ul style="list-style-type: none">●審判講習会⁽³⁾の講師を務めることができ、公認審判員の育成、ルールの設置、更新や普及、徹底の役割を担う。●審判部会のメンバーで、公認審判員も兼ねる。●メンバーは若干名とする。 今後、競技・審判部会にて人選し、本人・所属会会長・所属支部長の了解を得て任命する（任期は最長4年、再任を妨げない）。

公認審判員	
<ul style="list-style-type: none"> ●公認大会の審判長、ならびにルール講習会⁽⁴⁾の講師を務めることができる。 ●全日協の正会員、かつ6段以上の者で、審判講習会を受講し、競技・審判部会が認めた者が、任期（最長4年、再任を妨げない）を定め任命される。 ※平成28年度迄に公認審判員に就いていた者については、平成32年度末まで自動継続とする ●上記資格がない者であっても、準公認審判員であれば、以下のいずれかの条件をクリアすることで、公認審判員になることができる。 <ul style="list-style-type: none"> (1)全日協の正会員、かつ6段となり、競技・審判部会が認めた場合 (2)6段未満でも、全日協の正会員であり、所属会会長、所属支部長の申請を受け、競技・審判部会にて活動実績が認められ、公認審判員としての資格があると判断された場合 	
準公認審判員	
<ul style="list-style-type: none"> ●ルール講習会の講師を務めることができる。 ※事前に、競技・審判部会にてやむを得ない事情があると判断された場合に限り、公認大会の審判長を務めることもできる。 ●全日協のA級選手登録者（准会員でも可）で、審判講習会を受講し、競技・審判部会が認めた者が、任期（最長4年、再任を妨げない）を定め任命される。 ※ルール講習会の講師、後援大会の審判長などの活動実績を積むことで、公認審判員に昇格することもできる（上記、公認審判員の項参照）。 	

②公認審判員、準公認審判員の委嘱期間、資格更新

- 公認審判員、準公認審判員の委嘱期間（最初に資格を取得した際）は、資格取得日を含む年度＋3年間（最大4年間）とする。
- 資格の更新については、委嘱期間中に審判講習会を1度以上受講し、競技・審判部会で承認されることで、委嘱期間終了後さらに4年間延長される。
※平成29年4月以降の審判講習会から対象とする。

③『競技会規程』上の取り扱い

- 競技会規程にある「A級公認審判」「B級公認審判」の記述を、それぞれ「公認審判員」「準公認審判員」と変更する。
※現時点では「準公認審判員」がないので、当分の間（平成31年度末が目途、別途通告予定）、A級登録選手を準公認審判員とみなすが、準公認審判員を希望する者は早めに審判講習会を受講してください。
- A級の個別の試合に審判として就ける者に関しては、「公認審判員」「準公認審判員」「A級登録選手」とする（従来通り）。

④部会、講習会について

(1) 競技・審判部会

- 競技かるた部長が主宰し、競技・審判委員をメンバーとする。
- 大会運営全般にかかわる事項（競技会規程など）を検討、決定する。
審判講習会等における講習方針を検討、決定する。
審判指導員、公認審判員、準公認審判員を選出、承認する。
必要に応じて、競技・審判委員を選出する。
- 原則、年1回会議を行う。
※必要に応じて、メンバー間のメール等で対応することもできる。

(2) 審判部会

- 競技かるた部副部長（審判担当）が主宰し、他の競技・審判委員、審判指導員をメンバーとする。
- 審判講習会、ルール講習会のやり方や、競技規程、競技会規程の改定について検討、決定する。
- 原則、年1回会議を行う。
※必要に応じて、メンバー間のメール等で対応することもできる。

(3) 審判講習会

- 公認審判員、準公認審判員になるために必要な事項（主に、競技規程、競技規程細則、競技会規程）について、審判指導員が講師を務め実施する。
- 各支部が主催者となり、全日協のホームページや大会案内メーリングリスト等で開催を告知する。
- 公認審判員、準公認審判員の資格取得、資格継続（何回目でも）のために受講する者の受講料は2,000円、その他は1,000円とする（従来通り）。

(4) ルール講習会について

- 競技かるたのルール普及、徹底のために、競技規程、競技規程細則について、公認審判員、審判指導員が講師を務め実施する。
- 各支部が主催者となり、全日協のホームページや大会案内メーリングリスト等で開催を告知する。
- 受講料は各支部にて設定する（無料も可、従来通り）。

以上